

## サウジアラビア王国 (Kingdom of Saudi Arabia)

### 通 信

#### I 監督機関等

##### 1 通信情報技術省 (MCIT)

Ministry of Communications and Information Technology

Tel.	+966 11 4522222
URL	<a href="https://www.mcit.gov.sa/">https://www.mcit.gov.sa/</a>
幹 部	Abdullah A. Al-Swaha (大臣 / Minister)

所掌事務

電気通信・情報技術行政にかかわる法整備、政策策定、開発計画の立案等を所掌する。

##### 2 通信情報技術委員会 (CITC)

Communications and Information Technology Commission

Tel.	+966 11 4618000
URL	<a href="https://www.citc.gov.sa/">https://www.citc.gov.sa/</a>
所在地	P.O. Box 75606, Riyadh 11588, SAUDI ARABIA
幹 部	Mohammed bin Saud Al-Tamimi (委員長 / Governor)

所掌事務

2001年に独立規制機関のサウジ通信委員会 (Saudi Communications Commission : SCC) として設立され、2003年に名称を変更した。主な所掌事務は、情報通信関連の事業免許付与、相互接続管理、サービス料金管理、周波数や番号等の希少資源の管理、消費者保護、機器の型式認証等である。

#### II 法令

##### 1 2001年電気通信法 (Telecommunications Act 2001)

市場競争の促進と CITC の設立条件を規定している。

##### 2 2007年電子取引法 (Electronic Transactions Law 2007)

電子商取引及び電子署名の管理、規制及び法的枠組を規定している。

### Ⅲ 政策動向

#### 1 免許制度

通信網を運用する事業者（Facility Based Provider : FBP）は個別免許、通信サービス提供を主業務とする事業者（Service Based Provider : SBP）はクラス免許の取得が義務付けられている。ただし、FBPのうちサウジ電気通信会社（Saudi Telecom Company : STC）、Etihad Etisalat、Zain サウジアラビア（Zain Saudi Arabia : Zain）の3社には、固定電話、移動電話、固定ブロードバンド、IoT、人工知能（AI）、デジタル・アプリケーション等のサービスを提供できる包括的免許として、統一免許が付与されている。周波数を利用するサービスを提供する際は、別途周波数利用許可の取得が必要となる。

電気通信部門の事業者の資本に対する外資の上限は60%である。

#### 2 競争促進政策

##### (1) 相互接続

「2001年電気通信法」において、CITCが顕著な市場支配力（Significant Market Power : SMP）を有していると判断した事業者は、ほかの事業者の要請に応じ、適正な料金で技術的に可能なすべてのポイントで相互接続を提供すると定めている。固定通信市場すべてでSTCが、移動電話着信市場で大手3社が、それぞれSMP事業者指定されている。IP網接続や国際ケーブルの接続ポイント及びダークファイバの利用についても、電気通信事業者はSTC等に商業ベースでの貸与を要求する権利を有する。

CITCは2016年2月、「物理的施設へのアクセスのためのガイドライン（Guidelines for Access to Physical Facilities）」を更新するとともに、2014年から策定を進めていた「相互接続ガイドライン（Interconnection Guidelines）」を「決定第333/1437号」の下で採択した。物理的施設へのアクセスのためのガイドラインでは、コロケーションや基盤の共有、物理的施設やネットワークへの技術中立的なアクセス方法に関する枠組み、NGNの展開とそれに対する投資、アクセス紛争への対処プロセス等、物理的施設へのアクセスを管理するための新規則が確立された。一方、相互接続ガイドラインは、すべてのサービス・プロバイダが公正かつ非差別的な扱いを受けることを目的としたものである。

着信接続料は年々引き下げられている。直近では2020年6月に、モバイル着信接続料（Mobile Termination Rate : MTR）を0.022SAR、固定着信接続料（Fixed Termination Rate : FTR）を0.011SARとすることが決定された。前回の2017年の決定と比較すると、MTRは60%、FTRは48%の引下げとなっている。

##### (2) 卸売提供制度とMVNO促進政策

CITCは2013年、3件のMVNO免許を発行する計画を明らかにし、UAE政府所有の移動電話小売会社Axiom Telecom（Zainと提携）、ヴァージン・モバイル

MEA (Virgin Mobile MEA : VMMEA、STC と提携)、Jawraa Group (Lebara、Etihad Etisalat と提携) の 3 社に暫定的な免許を交付した。しかし、Axiom Telecom は提出書類不備とされ、最終的には VMMEA と Lebara の 2 社にのみ本免許が付与された。両社は 2014 年 9 月と 12 月にそれぞれサービス提供を開始している。MVNO 免許については再入札を行うことが決定しているが、入札期限は度々延期されている。最近では、2020 年 5 月を 3 件目と 4 件目の MVNO 免許の入札期限としていたが、新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 流行の影響で 12 月 10 日まで延長された。

2020 年 1 月には、外国資本に MVNO 免許を付与する方針が発表された。CITC によれば、今回の施策は経済改革計画「ビジョン 2030 (Vision 2030)」の一環であり、ICT 分野の経済成長率 50%を実現するためのものである。

### 3 情報通信基盤整備政策

#### (1) ユニバーサル・サービス

CITC が 2006 年に策定した「国家ユニバーサル・アクセス及びユニバーサル・サービス政策 (National Universal Access and Universal Service Policy)」を基に、2007 年に「ユニバーサル・サービス基金 (Universal Service Fund : USF)」が設立され、2010 年に手続の詳細等が決定された。USF の財源は指定事業者からの拠出金で、各事業者の拠出額は年ごとの純益の 1%である。ユニバーサル・アクセス及びユニバーサル・サービスの提供は 2011 年に開始され、13 の地域でプロジェクトが展開されている。

なお、CITC はユニバーサル・アクセスとユニバーサル・サービスを区別しており、その内容にも違いがある。ユニバーサル・アクセスは人口 100 人未満の地域を対象に、ユニバーサル・サービスは人口 100~5,000 人の地域とすべての行政機関を対象に、それぞれ屋内信号強度の大きなモバイル音声サービスと最低 512kbps のインターネット・サービスを提供するものである。

#### (2) デジタル・ディバイド解消

「ビジョン 2030」の一環として政府が 2016 年 4 月から実施している経済行動計画「国家転換プログラム 2020 (National Transformation Program 2020)」では、人口密集地域の 90%、その他の地域の 66%にブロードバンド・アクセスを提供することが目標として掲げられている。

同目標の下、Zain が CITC の指名を受けて 2017 年からルーラル地域に光ファイバ接続を提供しているほか、STC は MCIT と提携してルーラル地域の 70%に下り速度 10Mbps のブロードバンド・サービスを提供するプログラムを 2018 年より実施している。

#### (3) 5G

5G 展開に関する国家計画は 2019 年 2 月に MCIT によって発表され、合計

1000MHz 以上の帯域幅と約 1,000 基の 5G 基地局を活用して、中東・北アフリカ (Middle East and North Africa : MENA) 地域最大の 5G 商用網を提供していく方針が明らかにされた。MCIT は 5G が 2030 年までに同国に与える影響として以下を予測している。

- ・ ICT 分野において約 2 万の新規雇用を創出する。
- ・ 約 4,500 万の IoT デバイスが接続される。
- ・ 約 120 億 USD 以上の市場を創出する。
- ・ 同国 GDP に対して 190 億 USD 以上の貢献を果たす。

#### 4 ICT 政策

##### (1) 電子政府

MCIT、CITC、財務省が 2005 年に開始した「Yesser」プログラムの下で電子政府化が進められている。365 日 24 時間アクセス可能な政府ポータルサイト「GOV.SA」で 3,668 種の行政サービスが提供されているほか、モバイル・ポータルや SMS を活用した公的機関情報の提供も実施されている。COVID-19 拡大抑制策として外出禁止令が発令された 2020 年 3 月には、GOV.SA の訪問者数が 130 万を突破した。その他、2019 年には国立性能測定センター (National Center for Performance Measurement : Adaa) がスマートフォン向け行政サービスアプリ「Watani」の提供を開始している。

##### (2) サイバーセキュリティ

2018 年 10 月、国家サイバーセキュリティ庁 (National Cybersecurity Authority : NCA) が、政府機関が電気通信網やシステム、データを保護するために最低限適用すべき基本ガイドラインを公表した。

##### (3) AI 政策

「ビジョン 2030」の下、経済多角化の一環として、2020 年 10 月に「データ AI 国家戦略 (National Strategy for Data and Artificial Intelligence : NSDAI)」が発表された。NSDAI では、データ AI 庁 (Saudi Data and AI Authority : SDAIA) が主導して、技術、規制政策、投資、研究開発、エコシステム等について段階的・多角的な計画を実施し、2030 年までに国内外から 200 億 USD 規模の投資誘致を目指す。

#### 5 消費者保護政策

CITC は 2017 年 9 月、消費者の権利保護、苦情処理プロセスの改善、電気通信部門の透明性の確保を目的に、「2001 年電気通信法」に基づく新しい規制を発効した。新規制では、苦情処理に必要な期間を 10 日間から 5 日間に短縮したほか、料金請求についての苦情申立てを請求書発行後 60 日間可能にし、従来の 30 日間から倍に延長した。加えて、苦情が申し立てられている間は、電気通信事業者はサービスを停止する権限を有さず、同時に紛争中である当該サービスの料金を請

求することができなくなった。

## 6 新型コロナウイルス感染症対策

サウジアラビアでは、2020年2月から4月の間にモバイル回線でのデータ通信量が24%、固定回線でのデータ通信量が45%増加した。これに対し、CITCは、700MHz帯及び800MHz帯の周波数を通信事業者に追加的に割り当てたほか、保健省の医療相談アプリ「Sehha」やCOVID-19接触確認アプリ「Tawakkalna」、教育省（Ministry of Education）が提供するオンライン学習プラットフォーム等にアクセスする際のデータ通信料を無料化することで対応した。また、eコマースや配達アプリへの需要が急増したことを背景に、10月には配達アプリ用の規制サンドボックスを設立した。規制サンドボックスは、配達アプリの市場投入までの時間短縮とコスト削減を目的としたもので、サービス品質やビジネスモデル、合法性等で一定の基準を満たしたのものには資金調達との機会が与えられる。

## IV 関連技術の動向

### 基準認証制度

通信機器（無線機器含む）の認証は、CITCが所管している。CITCは通信機器認証の方法及び技術基準を定め、認証審査を実施する。また、輸入される無線機器の輸入手続に関してもCITCが規定する。

## V 事業の現状

### 1 固定電話

STC（ブランド名：Al Hatif）と Etihad Atheeb Telecom（ブランド名：GO Telecom）がサービスを提供しており、STCが国内及び国際サービス全般にわたり独占的地位を維持している。国際通信には海底ケーブル及び衛星が利用されている。

### 2 移動体通信

2020年6月現在の加入数は約4,000万で、そのうち約60%がプリペイド・サービスを利用している。

STC（ブランド名：Al Jawal）、Etihad Etisalat（ブランド名：Mobily）、Zainが2G、3G及びLTEサービスを提供中で、STCとZainはこれらに加え2019年から5Gサービスの提供も開始している（Ⅲ-3（3）の項参照）。両社の5G網はいずれもLTE網と連携して動作するノンスタンドアロン（Non-Stand Alone：NSA）構成で運用されていたが、2020年9月にSTCがMENA地域で初めてスタンドアロン（Stand Alone：SA）構成を導入した。SA構成導入に伴い、STCは5G NR（New Radio）方式で音声通話を行うVoNR（Voice over NR）商用サービスの提供も開始した。なお、STCは2022年に3Gサービスの提供を終了する計

画である。

MVNO 事業者は、英国を本拠とする VMMEA と Lebara で、いずれも 2014 年にサービスを開始した（Ⅲ－2（2）の項参照）。VMMEA は STC、Lebara は Etihad Etisalat のネットワークを利用している。

### 3 インターネット

STC、Etihad Etisalat、Integrated Telecom Comapany (ITC)、Etihad Atheeb Telecom（ブランド名：GO Telecom）等がサービスを提供しているが、STC が加入数シェアの約 70%を占める。2019 年時点での技術別シェアは、光ファイバ／LAN、DSL、その他の順となっている。

2020 年 2 月には、市場競争の促進、投資誘致、サービス向上による加入数増加を目的に、CITC と国内通信事業者 6 社（STC、Etihad Etisalat、Zain、Etihad Atheeb Telecom、ITC、Integrated Dawiyat）が FTTH 網のオープン・アクセス協定を締結した。これにより、インターネット・サービス・プロバイダ（ISP）の選択肢が増え、ISP 変更手続も容易になる等、消費者の利便性向上が期待される。

### 4 モバイル決済

STC の子会社で、電子決済と FinTech サービスの提供に特化している STC Pay が 2018 年 10 月にモバイル決済サービスの提供を開始した。提供サービスの内容はサウジアラビア通貨庁（Saudi Arabian Monetary Agency : SAMA）の方針や STC グループの戦略に沿ったもので、家族や友人間での金銭の送受信、国内銀行口座への送金、アプリを通じた STC の請求書への支払い、プリペイドカードである「SAWA カード」へのチャージ等が可能である。

SAMA は電子決済の普及を促進しており、2019 年 1 月に UAE 中央銀行（Central Bank of UAE）と共同開発したデジタル通貨「Aber」を発表したほか、同年 5 月には複数の銀行や FinTech 企業と国家 QR コード決済システムの導入で提携している。

### 5 IPTV

STC が 2010 年 8 月から「InVision」の名称で IPTV サービスを実施している。2015 年 10 月現在のサービス提供地域は国内主要都市で、地上放送の再送信や衛星放送事業者の提供する専門チャンネル等 170 チャンネルが提供されており、ビデオ・オン・デマンド（VOD）サービスも利用可能である。Etihad Etisalat や Zain も複数チャンネルを配信している。利用者は、月額料金もしくはペイ・パー・ビューにより視聴に応じた料金を支払っている。

## VI 運営体

サウジ電気通信会社（STC）

Saudi Telecommunications Company

Tel.	+966 11 4555555
URL	<a href="https://www.stc.com.sa/">https://www.stc.com.sa/</a>
幹 部	Nasser Sulaiman Al Nasser (最高経営責任者／CEO)

## 概要

1998年に設立された国営総合電気通信事業者で、2003年初頭に部分的に民営化された。2019年現在、同社株式の70%を政府系ファンドである公的投資基金(Public Investment Fund : PIF)が、7%を政府機関である社会保険総合機構(General Organization for Social Insurance : GOSI)が、6.77%を公的年金がそれぞれ保有しており、残る16.23%は公開株式となっている。2019年の連結売上高は、前年比4.63%増の543億6,800万SARであった。

## 放 送

## I 監督機関等

## 1 メディア省

Ministry of Media

Tel.	+966 11 4068888
URL	<a href="https://www.media.gov.sa/">https://www.media.gov.sa/</a>
所在地	Amr ibn al-Aas street, Riyadh 12735, SAUDI ARABIA
幹 部	Majid bin Abdullah Al-Shabana (大臣／Minister)

## 所掌事務

2018年6月の内閣改造に伴い、文化情報省(Ministry of Culture and Information)がメディア省(Ministry of Media)と文化省(Ministry of Culture)とに分離された。メディア省は、テレビやラジオを含むメディア事業全般の規制監督や著作権規制を所掌する。

## 2 視聴覚メディア一般委員会 (GCAM)

General Commission for Audiovisual Media

Tel.	+966 92 0004242
URL	<a href="http://www.gcam.gov.sa/">http://www.gcam.gov.sa/</a>
幹 部	Saud bin Nassar Al-Hazmi (最高経営責任者代理／Acting

	CEO)
--	------

#### 所掌事務

2013年に設立された。放送事業者への免許付与権限を有するほか、コンテンツ規制を所掌する。

### 3 通信情報技術委員会（CITC）

（通信／I－2の項参照）

#### 所掌事務

放送事業の許認可や放送内容に関する政策立案を所掌する。

## II 政策動向

### 1 免許制度

GCAMが、地上放送事業や有料放送事業の実施、及び放送施設の設置にかかわる免許を付与している。

### 2 コンテンツ規制

政府及び個人を批判、中傷するような番組のほか、イスラム教の教義に反する内容は禁止されている。

### 3 地上デジタル放送

DVB-T方式の地上デジタル放送は2006年に開始され、2013年末には国内全域をカバーした。アナログ放送は2012年に終了している。

## III 事業の現状

### 1 ラジオ

国営サウジ放送機構（Saudi Broadcasting Authority：SBA）のラジオ部門であるサウジ・ラジオ放送ネットワーク（Saudi Radio Broadcasting Network）が国内向け総合放送等、6系統で放送を行っている。国際放送はイスラム諸国向けに12言語の番組放送が実施されている。そのほか、国営の石油会社サウジ・アラムコ（Saudi Arabia Oil Company）のStudio1やStudio2といった認可を受けた商業放送もある。

### 2 テレビ

「ビジョン2030」の一環として、2018年に地上放送の改編が実施された。これを受け、国営SBAのテレビ部門であるサウジ・テレビジョン（Al Saudia Television）は七つのチャンネルを提供することになった。すなわち、総合編成の「サウジ・チャンネル」、スポーツ番組に特化した「KSAスポーツ」、「ニュース専門チャンネル」、コーラン朗読とその注釈に関する番組を放送する「聖クルアーン・チャンネル」、「子ども向けチャンネル」、預言者ムハンマドの言行や慣行に関する



番組が中心の「スナ・チャンネル」、ドラマや娯楽番組が中心の「SBC チャンネル」である。

### 3 衛星放送

衛星放送の視聴シェアは全テレビ視聴世帯のうち 95%を超えており、無料放送視聴が主流であるが、有料放送への加入も増えている。国営のサウジ・テレビジョンが七つの地上放送チャンネルを衛星放送でも放送している。商業衛星放送局には、アラブ・ラジオ・テレビジョン (Arab Radio Television : ART)、MBC、OSN 等がある。

### 4 ケーブルテレビ

ケーブルテレビはほとんど普及していない。

### 5 オンライン動画配信

国営のサウジ・テレビジョンや商業衛星放送局の MBC が一部チャンネルをネット同時配信している。MBC は動画配信サービス「Shahid.net」も提供している。そのほか、通信事業者である STC、Etihad Etisalat、Zain が移動体通信端末向け動画配信サービスを提供している。

## IV 運営体

### サウジ放送機構 (SBA)

Saudi Broadcasting Authority

Tel.	+966 11 4425999
URL	<a href="http://www.sba.sa/">http://www.sba.sa/</a>
幹部	Dawood bin Abdulaziz Al-Shiryan (社長 / Executive President)

#### 概要

メディア省の前々身である旧情報省の 1 部門として 1949 年にラジオ放送、1965 年にテレビ放送、1993 年に衛星放送を開始した国営放送事業者である。2018 年 7 月に SBC (Saudi Broadcasting Corporation) から SBA (Saudi Broadcasting Authority) へと改称した。ラジオ部門のサウジ・ラジオ放送ネットワークとテレビ部門のサウジ・テレビジョンがあり、財源はほぼすべて政府からの補助金である。

電 波

## I 監督機関等

### 1 監督機関

#### (1) 通信情報技術省 (MCIT)

(通信 / I - 1 の項参照)

#### (2) 通信情報技術委員会 (CITC)

(通信 / I - 2 の項参照)

#### 所掌事務

電波監理分野では、周波数利用許可の付与、周波数管理、通信機器認証等を所掌する。

### 2 標準化機関

#### サウジ規格・計量・品質機構 (SASO)

Saudi Standards, Metrology and Quality Organization

Tel.	+966 92 0009085
URL	<a href="https://www.saso.gov.sa/">https://www.saso.gov.sa/</a>
所在地	P.O. Box 3437, Riyadh 11471, SAUDI ARABIA

#### 所掌事務

1992年に「王令 M/10」で設立された独立機関で、関連政府機関と民間から参加する理事会によって運営されている。サウジアラビア国家標準規格を制定する。

## II 電波監理政策の動向

### 1 電波監理政策の概要

電波干渉の防止と周波数の効率的な利用を目的に、CITC が技術と行政手続の両面から電波監理を実施している。その中には周波数利用データベースの構築や電波監視等も含まれている。

国家周波数分配計画 (National Frequency Plan : NFP) は 2019 年 4 月に閣僚会議で承認された。また、2020 年初頭には「国家スペクトル戦略 2025 (National Spectrum Strategy 2025)」が発表された。同戦略は「ビジョン 2030」に対応するもので、具体的には、合計 4660MHz を商用利用に割り当て、GDP 寄与額を年間 1 億 3,300 万 USD 以上とすることで、無線システムへの投資において世界トップクラスとなることを目指している。

### 2 無線局免許制度

CITC の免許付与の原則は「技術中立・サービス特定 (Technology Neutral and Service Specific)」であるが、世界的に「技術・サービス中立」の枠組みの検討が進められていることから、CITC は固定・移動の両サービスの提供を認める単一免許制度を導入することを決定し、2016 年 10 月に STC、Etihad Etisalat、Zain、

Etihad Atheeb Telecom に統一免許を正式に付与した。ただし、新規事業者 Etihad Atheeb Telecom については、同年に実施された周波数オークションの支払いができず、免許を取り消されている。

無線通信機器の利用に際しては、CITC の規定条件に基づいた周波数免許が必要となる。各免許には無線機器の情報、割当周波数、技術的パラメータ等が規定されている。免許期間は免許ごとに異なる。

免許の付与は、競合がある場合には、比較審査、オークション又は CITC の判断で行われる。オークション実施の根拠となっているのは、電気通信法付則 (Telecommunications Bylaws issued by the Ministerial Resolution No. (11) (17/05/1423H(西暦 27/07/2002))) である。国内初の周波数オークションは 2017 年 5 月に実施された。対象とされた周波数ブロックは 700MHz 帯の 25MHz 幅×2 及び 1800MHz 帯の 35MHz 幅×2 で、STC、Etihad Etisalat、Zain、Etihad Atheeb Telecom の計 4 事業者が落札した。免許期間は 2018 年 1 月 1 日から 15 年間である。ただし、Etihad Atheeb Telecom については、CITC への支払いが履行できず、同年 10 月に上記の周波数割当を取り消されている。

なお、2018 年 5 月には 5G 試験用として 3.4-3.8GHz 及び 3.8-4.2GHz の暫定免許が、2019 年 1 月には LTE 又は 5G 用として 2.3MHz 帯及び 2.6MHz 帯の免許が、2019 年 3 月には 5G を含む移動体通信用として 3.5GHz 帯の免許が、それぞれ STC、Etihad Etisalat、Zain の 3 社に付与された。STC は 3.5GHz 帯を使って同年 6 月から、Zain は 2.6GHz 帯と 3.5GHz 帯を使って 10 月から、5G 商用サービスの提供を開始している。ミリ波帯については 2020 年の割当てが予定されていたが、2020 年 9 月現在、動きはない。

### 3 電波利用料

電波利用料は、帯域幅、アンテナ高度、アンテナの移動性・無指向性、周波数需要、利用都市、地理的カバレッジを勘案し、算定される。航空・海上無線航行やアマチュア無線、捜索・救助通信については固定額である。低出力機器、市民バンド無線機、携帯端末、受信専用機、GPS 受信機は電波利用料が免除される。

### 4 免許不要局

「2001 年電気通信法」では、すべての無線接続事業者は免許を取得する義務があるとしているが、世界中で普及している Wi-Fi 機器を簡便に使用するために、2008 年に CITC は特別規則を定め、国際的に認められている 2.4GHz 及び 5GHz の周波数帯で運用される Wi-Fi 機器については、2 次的利用で使用可能とした。

### 5 電波監視

周波数の効率的な利用促進を目指し、CITC が電波監視を行っている。首都を含めた国内 5 か所に電波監視局が置かれ、測定結果が CITC に報告される。リヤドの中央監視センターは地方の監視局と広域ネットワークによって接続されてお

り、地方の監視局は VHF/UHF 及びマイクロ波用の電波監視用移動車両を保有している。

#### 6 電波の安全性に関する基準

2009年に人体への電磁波被曝基準を WHO の基準に準じて策定した。また、3か月ごとに固定送信局の 12.5% 以上に関して電磁界強度の測定を実施し、公表することを定めた。CITC のウェブサイト等を通じて測定結果を公表するとともに、電波の安全性に関する広報活動を行っている。

### Ⅲ 周波数分配状況

・周波数分配表 URL : <https://www.citc.gov.sa/ar/services/spectrum/Documents/NationalFrequencyAllocationsTable%28NFAT%29.pdf>